

鳥取市立病院テレビ付床頭台等設置運営業務公募型プロポーザル募集要項

この募集要項は、公告に定めるもののほか、本件業務に係る公募型プロポーザル及び本件契約に関し、応募者が熟知し、かつ遵守しなければならない事項を明らかにするものである。

1 業務の概要

(1) 業務名 鳥取市立病院テレビ付床頭台等設置運営業務

(2) 業務場所 鳥取市的場一丁目1番地 鳥取市立病院

(3) 業務内容

病室テレビ付床頭台、ロッカー及び洗濯機等の設置、それに係るシステムの管理運営
詳細は別添の仕様書による

(4) 契約期間

契約日（業務開始予定日は令和元年11月1日）から令和8年10月31日まで

ただし、設置した物品の状態により最大3年間の契約更新を行う場合があります。この契約更新の際は、契約に関する諸条件の再協議を行うものとします。

2 参加資格要件

この公募型プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件の全てを満たす者としてします。

(1) 鳥取市の平成30・31年度競争入札参加資格（製造の請負、物品の売買及び修理、役務の提供並びに物品の賃貸に係る調達契約の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及びその審査申請手続等について（平成29年鳥取市告示第443号）に基づく競争入札参加資格）を有する者又は有する見込みである者であること。

(2) この公告の日から契約までの間のいずれの日においても、鳥取市入札参加資格者指名停止措置要綱（平成25年4月1日制定）第3条又は鳥取市物品の売買等の契約に係る指名停止等の措置要綱（平成9年12月1日制定）第3条の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(4) この公告の日から契約までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

(5) 資金決済に関する法律（平成21年法律第59号）第5条及び第7条に基づき、自家型発行者の届出を内閣総理大臣に提出し受理された者、若しくは第三者型発行者として内閣総理大臣の登録を受けた者であること

(6) 病床数200床以上の総合病院において、病室の床頭台テレビの設置及びテレビカードシステムの運営を平成26年4月1日から平成31年4月1日までの間に1年間以上継続して行った実績がある者であること。

3 事務局

担当：鳥取市立病院 総務課経営戦略室 小林

住所：〒680-8501 鳥取市的場一丁目1番地 鳥取市立病院

電 話：０８５７－３７－１５２２

F A X：０８５７－３７－１５５３

電子メール：hp.tottori@hospital.tottori.tottori.jp

４ スケジュール及び応募手続き

(１) スケジュール (予定)

(1) 募集要項等の公表・交付	平成31年 4月 9日 (火) から 同年 4月23日 (火) まで
(2) 募集要項等に関する質問の受付	平成31年 4月 9日 (火) から 同年 4月16日 (火) まで
(3) 募集要項等に関する質問の回答	平成31年 4月18日 (木) まで
(4) 参加表明書の受付	平成31年 4月 9日 (火) から 同年 4月23日 (火) まで
(5) 資格確認結果通知、提案要請	平成31年 4月26日 (金) まで
(6) 提案書の受付	令和 元年 5月31日 (金) まで
(7) プレゼンテーション	令和 元年 6月上旬 (予定)
(8) 最優秀及び優秀提案の選出、結果通知	令和 元年 6月中旬 (予定)
(9) 契約の締結	令和 元年 7月上旬 (予定)
(10) 設置準備期間、物品設置完了	令和 元年10月31日 (木) まで
(11) 業務開始	令和 元年11月 1日 (金) から

(２) 応募手続き

ア 募集要項の配布

募集要項は、当院ホームページ (<http://hospital.tottori.tottori.jp/>) に掲載するとともに、次のとおり希望者に直接配布します。

(ア) 場所 事務局

(イ) 期間

平成31年4月9日から同月23日（鳥取市の休日を定める条例（平成元年鳥取市条例第2号）第1条第1項に規定する鳥取市の休日（以下「休日等」という。）を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

イ 募集要項等に対する質問

(ア) 募集要項等に対する質問及び回答

質問は、平成31年4月16日の午後3時までに質問書（様式第1号）をファクシミリ又は電子メールで送信して行ってください。回答は、同月18日の午後3時までに当院ホームページ (<http://hospital.tottori.tottori.jp/>) に公表することとし、質問者への個別の回答は行いません。

(イ) 質問書の送信先 事務局

ウ 参加表明書の提出場所、提出期間等

応募者は次により参加表明書を持参又は郵送等により提出してください。

(ア) 提出場所 事務局

(イ) 提出期間 平成31年4月9日から同月23日(休日等を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで

(ウ) 提出書類 「7 参加表明書作成要領(1) 提出書類」のとおりです。

エ 資格確認結果の通知及び提案要請書の配布

資格確認の結果は、平成31年4月26日までに応募者に通知します。資格があることが確認された応募者には、あわせて提案要請書を配布します。

オ 現場調査

現場調査を希望する応募者は、事務局に事前連絡のうえ、日程調整を行ってください。

カ 提案書の提出

提案要請書を通知された応募者は、次のとおり提案書を作成し、持参又は郵送等により提出してください。

(ア) 提出期限 令和元年5月31日 午後5時15分まで

(イ) 提出場所 事務局

(ウ) 提出書類 「8 提案書作成要領(1) 提出書類」のとおりです。

キ 参加を辞退する場合

提案要請書を配布された応募者が提案を辞退する場合は、提案辞退届(様式第3号)を提案書の提出期限までに事務局に提出してください。

ク 留意事項

(ア) 応募に関する全ての費用は、応募者の負担とします。

(イ) 応募書類の著作権は、それぞれの応募者に帰属しますが、提出書類は返却しません。なお、優先交渉権者が提出した書類の著作権に関しては、契約締結時点で当院に帰属するものとします。情報公開請求があった場合の取り扱いは、鳥取市情報公開条例(平成11年鳥取市条例第1号)によるものとします。

(ウ) 当院が提供する資料は、応募に関する検討以外の目的で使用してはなりません。また、応募者は、応募にあたって知り得た情報を第三者に漏らしてはなりません。

(エ) 応募者は、1つの提案しか行うことができません。

(オ) 提出した書類の差替え、追加及び削除は明らかな誤記の訂正等を除き、原則認めません。

(カ) 参加表明書又は提案書に虚偽の記載をした場合は、参加表明書又は提案書を無効とします。

(キ) この募集要項内での「郵送等」とは、日本郵便株式会社あるいは宅配便等により送付することを指します。ただし、信書にあたるものは、適切な方法により送付してください。なお、郵送等の場合は受付期間内に必着とし、発送後であっても未着の場合の責任は応募者に属するものとし、期間内の提出がなかったものとみなします。

5 審査及び審査結果の通知

(1) 審査

提案の審査は、鳥取市立病院テレビ付床頭台等設置運營業務プロポーザル審査委員会(以下「審査委員会」という。)が別紙「審査要領」に基づき審査します。

(2) ヒアリング及びプレゼンテーションの実施

審査にあたり、応募者に対するヒアリング及び審査委員会に対するプレゼンテーション(以下

「ヒアリング等」という。)を行います。ヒアリング等は、鳥取市立病院内で実施することとし、日時、方法等については、別途通知します。また、ヒアリング等の不参加者は失格とします。

(3) 最優秀提案者及び優秀提案者の選定

- ア 全ての提案の中から最も適格とされる最優秀提案を1件、また優秀提案を1件選定します。
- イ 最優秀提案者を優先交渉権者とします。また、優秀提案者を次点交渉権者とします。
- ウ 応募者が1者であっても提案内容が当院の求める水準に達している場合には、当該応募者を優先交渉権者とします。

(4) 審査結果の通知及び公表

- ア 審査結果は、応募者に文書で通知します。
- イ 審査結果に対する異議を申し立てることはできません。
- ウ 審査結果を当院ホームページで公表します。

6 契約の締結

最優秀提案者として選定された者と契約締結の協議を行い、契約を締結します。

この協議には、提案書の趣旨を逸脱しない範囲内での内容の変更の協議も含むものとします。協議が不調の場合は、優秀提案者と契約締結の協議を行います。

7 参加表明書作成要領

(1) 提出書類

	書類名称	指定様式	提出部数
①	参加表明書	様式第2号	各1部ずつ
②	鳥取市の入札参加資格決定通知書の写し	—	
③	財務諸表※写し可	—	
④	会社概要	—	
⑤	資金決済に関する法律に基づく登録を証する書類	—	
⑥	参加資格を満たす契約を証する書類	—	

(2) 作成要領

ア 鳥取市の入札参加資格決定通知書の写し

鳥取市の物品役務、測量等業務若しくは建設工事に係る入札参加資格を有する者は、入札参加資格決定通知書（平成31年度が対象となるもの）の写しを提出してください。

参加表明書提出時点で入札参加資格を申請中の場合は、鳥取市検査契約課に提出した申請書の写しを提出してください。

イ 財務諸表※写し可

最新決算年度を含む過去2事業年度の貸借対照表、損益計算書、減価償却明細表、利益処分（損失処理）計算書等の財務諸表を綴じたもの。なお、写しでも可とします。

ウ 会社概要（任意様式）

企業創立から現在までの沿革、主要な事業内容、主要な営業経歴、代表者役職および氏名、資本金、年間売上金額、関係会社、営業所一覧（国内及び海外）、従業員数等を網羅したもの。

なお、これらの内容を含む応募者のパンフレット等の提出でも可とします。

エ 資金決済に関する法律に基づく登録を証する書類

登録証明書の写しを提出してください。

オ 参加資格を満たす契約を証する書類

2の(6)に示す資格を満たす契約について、契約を証する書類の写し(事業名、契約者名が分かる箇所)を提出してください。

8 提案書作成要領

(1) 提出書類

提案書提出届(様式第4号)を表紙として、A4縦長ファイルに綴じたもの(ファイルの表紙と背表紙に、事業名を記載してください。)を10部提出してください。なお、様式第4号は、正本とした1部のみに押印し、その他の9部は押印不要です。

(2) 企画提案書の記載事項

企画提案書は、仕様書及び審査要領に基づき、次の事項を含めて作成してください。様式は任意とします。

- ①提案者の会社概要
- ②他病院での導入実績
- ③業務の運営方針、アピールポイント等
- ④仕様書に定める設置機器の概要・仕様・外観写真等
- ⑤保守メンテナンス体制、保守管理の具体的な内容
- ⑥各設備利用料金の設定と考え方
- ⑦管理手数料率の設定と考え方
- ⑧仕様書に記載のある事項以外の提案

(3) 作成要領

ア 使用言語は、日本語、通貨は日本国通貨、単位は計量法に定めるものとしてください。

イ 用紙はA4版とし、枚数に制限は設けません。

ウ 提案に当たっては、簡潔な文章で示すと同時に、それらの写真、イメージ図等の資料を示す等工夫し、専門的な知識がなくても理解できるよう配慮してください。

別紙 審査要領

鳥取市立病院テレビ付床頭台等設置運營業務にかかる提案の審査は、本業務に係る提案を厳正かつ公正に審査することを目的として設置された鳥取市立病院テレビ付床頭台等設置運營業務プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）において次のとおり行う。

1 提案の審査及び選定

審査委員会において、提案の中から最優秀提案を1件、また優秀提案を1件選定する。審査結果は、応募者に文書で通知するとともにホームページで公表する。なお、審査結果に対する異議の申し立ては受け付けない。

2 提案書の審査

(1) 審査委員会は次の評価項目に基づき審査を行う。

	評価項目	評価内容	配点
1	経営安定性及び業務実績	経営の安定性 同種業務の実績	10
2	設置機器の内容 ・病室の機器について (テレビ、冷蔵庫、床頭台、ロッカー)	仕様に対する適合性 操作性、利便性、衛生面、安全性 療養環境の向上、デザイン	50
3	設置機器の内容 ・その他機器について	仕様に対する適合性 操作性、利便性、安全性、療養環境の向上	20
4	保守管理体制	仕様に対する適合性 管理体制の妥当性 保守管理内容（利用者への配慮、病院スタッフの負担軽減、療養環境の向上）	30
5	利用料金	仕様に対する適合性 料金設定の妥当性 利用者の負担軽減に配慮	50
6	管理手数料率	仕様に対する適合性 管理手数料率の設定の妥当性 病院経営への寄与	30
7	独自提案	利用者への配慮、療養環境の向上 病院スタッフの負担軽減 その他病院にとって有益となる提案	10
合 計			200

(2) 提案書を総合的に評価し、最も優れた提案を行った者を最優秀提案者とする。

(3) 審査の過程において、応募者にプレゼンテーションの実施を求める。また、必要に応じて事務局によるヒアリングを実施する。

3 失格の規定

次のいずれかに該当する場合は、失格とします。

- (1) 提出期限内に、提出書類が提出されなかった場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (4) 本募集要項に違反すると認められる場合
- (5) その他審査委員会において本事業の遂行が困難と判断される要件があった場合